

幕別町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町保育の必要性の認定に関する条例 (平成26年9月26日条例第14号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(保育の必要性の基準)</p> <p>第3条 町長は、小学校就学前子どものうち、その保護者のいずれもが次の各号のいずれかの事由（以下「保育の必要性の基準」という。）に該当するものを法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども（以下「保育を必要とする子ども」という。）とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の6</u>第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。</p> <p>(9)～(12) 略</p> <p>2 略</p> <p>第4条～第6条 略</p>	<p>○幕別町保育の必要性の認定に関する条例 (平成26年9月26日条例第14号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(保育の必要性の基準)</p> <p>第3条 町長は、小学校就学前子どものうち、その保護者のいずれもが次の各号のいずれかの事由（以下「保育の必要性の基準」という。）に該当するものを法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども（以下「保育を必要とする子ども」という。）とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の7</u>第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。</p> <p>(9)～(12) 略</p> <p>2 略</p> <p>第4条～第6条 略</p>